

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
職 種	準スクールカウンセラー
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	生徒へのカウンセリング、生徒の悩み相談・話し相手、教職員及び保護者への助言・援助、生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供、その他生徒のカウンセリング等に関し、校長が適当と認めるもの。
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあつては、準スクールカウンセラーの業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	年間 34 日勤務、1 日 4 時間程度とする。なお、勤務時間の割振りは、相談の上校長が決定する。
休 暇	愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> ・報 酬：日額 11,200 円とする。 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当・勤勉手当：なし
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・準スクールカウンセラーとしてふさわしくない行為があつたとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続

電話による応募

下記連絡先までご連絡ください。

本校事務室電話番号：(0896) 58-2061

後日、面接試験を実施予定です。その際に、A4 判（A3 判 2 つ折り可）の履歴書に必要事項を記入し、ご持参ください。

面接試験の日時については、改めてご連絡いたします。

○ 応募期間

令和7年3月19日(水)から令和7年3月21日(金)までの

祝日を除く月曜日から金曜日までの勤務時間中（午前8時20分から午後4時50分）

応募者多数の場合等、応募期間内であっても締め切らせていただく場合があります。